

平成24年第9回玉名市農業委員会総会議事録

平成24年8月31日（金）午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鎌本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
21番	田上 一	22番	原口 邦弘	23番	小路 修三	24番	徳井 勝美
25番	田上 均	26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	三川 了
29番	田上 輝行	30番	米野 旨雄	31番	松本 哲海	32番	生田三之利
33番	谷川 文武	34番	岩永 幹生	35番	池本 信秋	36番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

0名

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	永井 正治	次長	西村 則義	係長	二階堂 正一郎
主任	宮田 正文	主任	清田 静香		

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第 46号	農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第 47号	農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 48号	農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第 49号	農地の転用許可申請について（4条許可分）
第 50号	農地の転用許可申請について（5条許可分）
第 51号	農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 21号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 22号 農地の形状変更届について

第 23号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 定刻になりましたので、総会を開始したいと思います。

現在の出席委員は委員36名のうち、全員出席でございます。玉名市農業委員会
会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しております。

ただいまから、平成24年第9回玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、東会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議
規則第4条により議長をお願いし、議事を進めていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（東 令佐君） 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中ご出席いただきましてあ
りがとうございます。

それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、第46号より議第51号まで22件と、報告13件が提案されて
おります。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（東 令佐君） 本日の議事録署名委員は、取本委員と井上委員をお願いいたし
ます。

-----○-----

4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第46号、農地の所有権移転許可申請について。農地法
第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものと
する。平成24年8月31日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田907㎡他5筆、計7,365
㎡を、子へ一括贈与するものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,129㎡を、孫へ贈与する
ものです。

以上、2件8,494㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号
の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用する
こと、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題ないこと、下限面積要件
も超えていることから、許可の要件をすべて満たしていると判断しましたのでご提
案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。1番。

○7番（永田知博君） これは、義理ではありますけれども、親子関係で、子への一括贈与をするものです。ハウス園芸農家であります。許可相当であると判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 2番。

○26番（小島昌文君） 譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係です。譲渡人は息子さんに経営移譲されており、本人所有の農地2筆を息子さんとの使用貸借権を設定されておりましたが、お孫さんも一緒に農業を頑張っていくということで、今回、そのうちの1筆を解約して孫に贈与されるものです。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、質問はありませんか。
(なしの声)

○議長（東 令佐君） ご意見、質問はないようですので、採決に移ります。
農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第46号は許可することに決定いたしました。

議第47号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第47号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年8月31日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、熊本市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,186㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年9月1日から10年間の契約をするものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地775㎡他7筆、計6,426㎡を、相手方の要望と新規参入により、平成24年9月1日から5年間の契約をするものです。

以上、2件、7,612㎡をご提案申し上げます。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○21番（田上 一君） 貸人の方は労力不足で借人の方は相手方の要望ということで、借人の方は息子さんが2人おられて、農作業については何ら心配はないと思います。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 続いて、2番。

○33番（谷川文武君） 現在、自家農園で経営しておられる耕作地を、NPO法人の方に移行されるということです。このNPO法人の経営は障害者等を雇用して農作業を行っておられるという法人であります。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

はい、どうぞ。

○13番（本田多美子君） 2番の案件なのですが、このNPO法人は何を作られるのですか。

○33番（谷川文武君） かんきつ類、みかん、梅等ですね。

○13番（本田多美子君） みかんなどですか。

○33番（谷川文武君） みかん、梅と米をずっと前からしよんなはるです。NPO法人に経営を任されるそうです。

○13番（本田多美子君） 今までの経営に、障害児の方たちも一緒にしますよということですか。

○7番（永田知博君） 何人ぐらいで今やっておられますか。

○33番（谷川文武君） 今は9人かな。

○事務局（宮田正文君） NPO法人は、今、グループホームを運営されています。それで、今回、借りられる農地というのが、貸人が現在そのところを樹園地でみかんを作られておられます。今回、NPO法人がそこを借りて、障害者を雇い入れて、みかんの収穫及び出荷をされるということなんですが、今回雇われるのは9名雇われまして、そのうちの6人が障害者です。3名の方は一般の方ということで、障害者の方の農作業の指揮に当たられるということになっております。

○事務局長（永井正治君） これはあくまでも新規参入ですので、現時点では作業はないです。全然雇用人も何もありません。今後新たにこの権利を取得されてから、新規事業としてやられると。

○議長（東 令佐君） 今の問題はよかでしょうか。

(はいの声)

○議長（東 令佐君） 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第47号は許可することに決定しました。

次、議第48号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第48号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年8月31日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,882㎡他6筆、計1万6,064㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年9月1日から10年間契約をするものです。

以上、1件1万6,064㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可の要件すべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

○29番（田上輝行君） 農業者年金受給のためということで、息子さんも一緒に農業をずっとやっておられますので、何ら問題ありません。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第48号は許可することに決定いたしました。

議第49号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第49号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年8月31日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、申請物件が天水町の畑348㎡で、転用目的が太陽光発電システム装置の設定、農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

以上、1件348㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

○35番（池本信秋君） 1番の案件については、太陽光発電システム用の太陽光パネルを設置するために転用し、売電収入を得て、申請人の生活を安定させるものです。申請地周辺は宅地化された区域であり、また周辺の状況については、東側及び北側は宅地であり、西側と南側は市の道路を挟んで、他人所有の農地となっています。現況は田であり、農地のみでよく、近隣の農地への支障はないものと思われま。雨水については自然浸透となっております。現地調査の結果、問題なく許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

○13番（本田多美子君） すみません、事務局にお尋ねしたいんですが、太陽光発電システム装置を今度広い面積で、設置される、たしか今回初めてこういうのが議案としてあがっているんですけど、耕作放棄地対策として注目されている太陽光発電システムですけど、費用はどのくらいかかるのでしょうか。

○事務局長（永井正治君） 今回上がっているのは、システムにおいては11.5KW、通常の8人の家庭が3KWから4KWですから、3倍か4倍ぐらい、その大きさです。ここでの事業費が600万円程度だったと思います。ですから、大体50～60万ですかね、1KW当たり。ちょっと余談になりますけども、実際問い合わせが玉名市の方にも来ております。2ha、3haの用地の確保ができませんかということで、相談も来ております。ですから、そういう耕作放棄地なり使い方としての一つの方法としては、そういうものの関係も一つの方法かなというふうには考えています。

○議長（東 令佐君） 他にご質問等ありませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第49号は許可することと、意見決定することに決定いたしました。

議第50号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第50号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年8月31日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

1番、申請物件が天水町の畑125㎡で、転用目的が農地への進入路、農道です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

2番、祖父と孫間での使用貸借で、申請物件が横島町の畑241㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が岱明町の田729㎡で、転用目的が従業員駐車場です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、親子間での使用貸借で、申請物件が築地の畑20㎡他1筆、計274㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は上下水管が埋設された道路沿い、かつ保育園、医療施設より500m以内に所在する農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が両迫間の田352㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可でございますけれども、申請に係る土地周辺地域において居住するものの、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものということで、例外的に許可するものでございます。

6番、申請物件が築地の畑175㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町の畑324㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な

代替地がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町の畑363㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

9番、申請物件が岱明町の畑133㎡他1筆、計280㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

以上、9件、2,863㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適応するか否か審査しました結果、1番については、いまだに協議が調っていない点もございます。2番以降については、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

○34番（岩永幹生君） 1番の件案につきまして、申請地の西側に当たる申請人所有の農地は進入路がなく、現在は荒れている状態ですので、今回の転用で農道を整備し、所有農地を耕作することで転用申請をされています。申請地と所有農地の間に各両脇水路があり、橋を架ける必要がありますが、水路の管理者といまだ協議が完了していないため、許可相当とは言えず、保留が相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、2番。

○28番（三川 了君） 2番の案件についてご説明いたします。使用借人は使用貸人の孫であり、祖父所有の農地に個人住宅を建てるものです。使用借人は現在合志市でアパート住まいをされていますが、子どもの教育等を考え、実家近くに住むのが最良と考え申請されております。南北は宅地となっており、西側は市道、東側は水路となっています。境界にはブロックで擁壁し土砂の流出を防ぐ措置をするようにしています。給水は南側井戸水で、生活排水については農業集落排水施設を利用する計画です。雨水については、東側排水路に流す計画です。現地の調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。

○議長（東 令佐君） 次、3番。

○22番（原口邦弘君） 駐車場の申請です。計画者は現在岱明町で海苔の加工、卸売を営んでいる株式会社です。現在、9名の従業員がおりますが、駐車場不足ということで用地を探していたところ、事務所の前の土地所有者と相談し、同意を得たので駐車場として利用することにいたしました。729㎡の広さで、単車20台分、トラック3台分のスペースです。排水は雨水のみであり、自然浸透とするというこ

とです。許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 次、4番。

○4番（西川英文君） 4番と6番につきまして説明いたします。

まず4番です。ここは住宅地の中にある農地で、市道と接しておりますし、市道に公共の上下水が埋設されておりますので、家庭雑排水とかそういったやつは下水の方に接続します。また、家屋の雨水は雨水枡によって排水路に流すと。その後は自然浸透です。転用することで、付近に被害を及ぼす恐れはないと考えます。許可相当と判断いたします。

次に6番です。ここは住宅用に造成されたところで、現在何も耕作はされておられません。もう既に、10数戸の1戸建ての住宅が建っております。ここも市道に上下水道は埋設されておりますし、それに家庭雑排水は流すということです。また、家屋の雨水は雨水枡を利用して側溝に流すと。その他の雨水は自然浸透ということで、ここを転用することによって他の地域に、あるいは隣接地に被害を及ぼすのではありません。許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、5番。

○16番（田辺信之君） 申請人は玉名市に住む娘夫婦と生活するため静岡から来られました。現在娘夫婦と同居されていますが、娘夫婦の子どもが成長し家が手狭になったために、娘夫婦の家の南側に新たに申請人の個人住宅を建設するものです。申請地は住宅が建ち並ぶ区域に位置し、北側は住宅、東側と南側は水路、西側は市道となっております。給水、生活排水については、市の上下水道を利用し、雨水は自然浸透により排水する計画です。また申請地は周囲を擁壁で囲み、1mほど土を盛る工事を行います。その際、被害防除にも十分注意する計画となっております。現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 続いて、7、8、9番は始末書が添付されております。事務局、朗読をお願いします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 7番、8番、9番の案件について始末書朗読 —

○議長（東 令佐君） それでは、担当委員の説明をお願いします。

○22番（原口邦弘君） 7番を説明いたします。計画者は、玉名市築地に住んでおりますが、今度個人住宅を建設するものです。324㎡のうちの宅地が120㎡の自己専用住宅です。ここは、今説明がありましたように、造成地でありますので、上水道、下水道も入ってきております。給水は上水道を利用し、雑排水、汚水は公共下水道を利用します。雨水は雨水枡により側溝に流します。周辺地の被害発生はないと考え、許可相当と判断します。

次に、8番です。計画者は現在玉名市滑石の民間借家に住んでおり、妻の実家近

くに個人住宅を建設するものです。363㎡に133㎡の専用住宅です。給水は市の上水道を利用し、雑排水は公共下水道を利用します。雨水は雨水枡より側溝へ流すということで、周辺地への被害発生はないものと考えます。許可相当と判断します。

次に、9番です。計画者は現在玉名市山田の市営住宅に住んでおり、申請地は農免道路も通っており、環境がよいため選定いたしました。280㎡の宅地に86㎡の個人住宅を建設するものです。給水は市の上水道を利用し、雑排水は公共下水道を利用します。雨水については、ため枡によりここに流しますし、周辺も宅地化されており、農地への被害発生はないものと考え、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

○19番（大野金生君） 2番ですけど、排水の処理の仕方は、ちょっとよく聞こえなかったんですけど。

○事務局長（永井正治君） 横島町の場合は、公共下水道ではなくて、農林省の方の農業集落排水という浄化槽による処理方式をとっておりますので、こちらの方に流すということです。よろしいですか。

○19番（大野金生君） 了解です。

○議長（東 令佐君） 他にご意見、ご質問はございませんか。

○6番（鶴田克士君） 先ほど事務局から朗読のありました始末書、内容を再度お聞きしたい。

○事務局（二階堂正一郎君） — 7番、8番、9番の案件について始末書再度朗読 —

○議長（東 令佐君） はい、どうぞ。

○15番（丸山近信君） 造成地は3軒だけですか。

○22番（原口邦弘君） 7軒あります。もう1軒分残っています。

○議長（東 令佐君） よろしいですか。

他にご意見ありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、1番は保留、2番から9番までを許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第50号の1番は保留、2番から9番までは許可相当と意見決定することに決定いたしました。

議第51号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局よ

り説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議案の８ページをお願いします。

議第５１号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項により平成２４年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成２４年８月３１日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。１１ページの７件の集積です。所有権移転が２件の１，２６７㎡、利用権設定が５件の１万８，１９７㎡で、合計７件の１万９，４６４㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第５１号は意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

５．報 告

○議長（東 令佐君） 続いて、報告第２１号より報告第２３号まで、事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） １２ページをお願いいたします。

報告第２１号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第１８条第６項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成２４年８月３１日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

今回は、９件の解約の通知を受理しております。

続きまして、１５ページをお願いします。報告第２２号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成２４年８月３１日提出、玉名市農業委員会会長、東 令佐。

今回は、１件の届けを受理しております。水田を８０cm程度盛土して畑として利用するものでございます。

次に、報告第23号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。平成24年8月31日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、農作業の機械類を保管する農業用倉庫建設が1件、携帯電話通話品質改善及び通話エリア拡大による無線基地局建設が1件、既設送電線の鉄塔用地を賃貸借契約から送電線路の保全と安全供給を目的に買収するもの1件、計3件の届けを受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（東 令佐君） 事務局より報告が終わりました。質問などございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（東 令佐君） 慎重なる審議、誠にありがとうございました。これもちまして、第9回農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時43分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成24年8月31日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 取本 一則

農 業 委 員 井上 清晴